

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長 〕

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

「医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）」のうち、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部改正（妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項）及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）の一部改正が本年 10 月 1 日に施行されることとされています。

これに伴い、本年 9 月 27 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）」が公布され、また、同月 29 日付けで、「医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）」が告示されました。

この省令及び告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

- 第 1 妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項について
- 1 妊婦又は産婦への説明義務について（改正省令の規定による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第 1 条の 8 の 2 から第 1 条の 8 の 4 まで関係）
- (1) 妊婦又は産婦（以下「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第 6 条の 4 の 2 第 1 項の規定により、助産所の管理者（出張のみによってその業務に従事する助産師にあっては当該助産師。以下同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならないこと。なお、書面を作成する際には、公益社団法人日本助産師会が示している記載例等を参考とされたい。
- また、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法に

より提供することができることとすること。

(2) 法第6条の4の2第1項の書面に記載する事項は、次のとおりとすること。

ア 妊婦等の氏名及び生年月日

イ 当該妊婦等の助産を担当する助産師の氏名

ウ 当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針

エ 当該助産所の名称、住所及び連絡先

オ 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先

カ 緊急時の電話番号その他の連絡先

キ 助産所の管理者が妊婦等への適切な助産及び保健指導のために必要と判断する事項

ウの当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針については、例えば、次の事項を記載することが考えられること。

① 助産所において助産及び保健指導を行うことができる妊婦等の状態

② 妊娠中に妊婦等に起こり得る異常や合併症

③ 妊婦健診の時期及び回数

④ 妊婦等の異常の際の具体的な対応方法

また、オの当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所については、法第19条の規定に基づき定めた嘱託する病院又は診療所（出張のみによってその業務に従事する助産師にあっては、法第19条第2項の規定に基づき定めた妊婦等の異常に対応する病院又は診療所。以下「嘱託医療機関等」という。）を記載すること。なお、記載し妊婦等に説明を行うに当たり、あらかじめ、嘱託医療機関等から承諾を得ること。

(3) 助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の承諾を得て、法第6条の4の2第1項の書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を次の方法により提供することができるものであること。ただし、この場合には、妊婦等又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないこと。なお、妊婦等又はその家族から当該方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供を行ってはならないこと。ただし、当該妊婦等又はその家族が再び承諾をした場合は、この限りでないこと。

ア 電子メールにより送信し、受信者の使用するパソコン等に備えられたファイルに記録する方法

イ インターネットにより患者又はその家族の閲覧に供し、患者又はその家族の使用するパソコン等に備えられたファイルに記録する方法

ウ DVD-ROM等に(2)の記載事項を記録し、それを交付する方法

2 妊婦等の異常に対応する医療機関の確保について（新規則第15条の3関係）

(1) 出張のみによってその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第19条第2項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならないものとしたこと。

- (2) 第3の2(1)にあるとおり、平成30年3月31日までの間は、妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所を定めておくことで差し支えないこととする。また、平成30年3月31日以降についても、当分の間、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有する病院又は診療所は、それぞれ別の病院又は診療所で差し支えないこととし、さらにいずれかの病院又は診療所に、妊婦等又は新生児を入院されるための施設があれば足りることとする。

### 3 留意事項

- (1) 法第19条第1項及び第2項の規定により、嘱託医師、嘱託医療機関等を定めておかなければならないとされているが、これらの規定は緊急時等、他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師、嘱託医療機関等を経由しなければならないという趣旨ではないこと。

実際の分娩時等の異常の際には、妊婦等及び新生児の安全を第一義に、各都道府県に設置されている周産期医療協議会により整備された緊急搬送の連携体制を活用する等により、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受け入れが行われるべきものであるため、関係者においては、この考え方に基づいて適切に対応されたい。

- (2) 助産所から嘱託医療機関等に対して、妊婦の分娩予定日や既往等今後予定されている分娩についての情報共有に努めること。

## 第2 持分の定めのない医療法人への移行計画に関する事項について

### 1 改正省令について

- (1) 移行計画の認定要件の追加について（新規則第57条の2関係）

ア 持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画に対する厚生労働大臣による認定（以下「移行計画の認定」という。）の要件のうち、改正法による改正後の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「新18年改正法」という。）附則第10条の3第4項第4号の厚生労働省令で定める要件は、以下のとおりとすること。

#### (ア) 医療法人の運営に関する要件

- ① 社員や理事等の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ② 理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- ③ 営利事業を営む者等に対し、寄附等の特別の利益を与える行為を行わないものであること。
- ④ 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業に係る費用の額を超えてはならないこと。
- ⑤ 当該医療法人について、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部

若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

(イ) 医療法人の事業に関する要件

- ① 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業（健康診査に係るものに限る）に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額の合計額が、全収入金額の8割を超えること。
- ② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ③ 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額の1.5倍の額の範囲内であること。

イ ア(ア)④における遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価格の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とすること。

- ① 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産
- ② 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産
- ③ ①及び②の業務を行うために保有する財産（①及び②に掲げる財産を除く。）
- ④ ①及び②に定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金
- ⑤ 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

(2) 移行計画の変更について（新規則第58条第2項関係）

新18年改正法附則第10条の4第1項に規定する移行計画の変更の認定を受けようとする医療法人が、移行計画変更認定申請書に添付しなければならない書類として、1の(1)に掲げる要件に該当する旨を説明する書類を新たに追加すること。

(3) 移行計画の認定の取消しについて（新規則第59条関係）

新18年改正法附則第10条の4第2項の規定により、移行計画の認定を取り消すことができるときに、医療法人が1の(1)に掲げる要件を欠くに至ったときを新たに追加すること。

(4) 厚生労働大臣への報告について（新規則第60条関係、附則様式第8関係）

ア 新18年改正法附則第10条の8の規定により、認定計画の実施状況及び当該認定医療法人の運営の状況について報告する場合において、厚生労働大臣に提出しなければならない報告書として、認定医療法人の運営の状況に関する報告書を新たに追加するとともに、当該報告書の様式を新規則附則様式第8として定めること。

イ 認定を受けた医療法人が、持分なし医療法人へ移行する旨の定款変更について、法第 54 条の 9 第 3 項の認可を受け、その旨を厚生労働大臣に報告する場合に提出しなければならない報告書として、附則様式第 8 による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を新たに追加すること。

ウ 持分の定めのない医療法人に移行した認定医療法人は、持分の定めのない医療法人へ移行する旨の定款の変更について法第 54 条の 9 第 3 項の認可を受けた日から 6 年間、次の①及び②に掲げる期間に係る附則様式第 8 による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該①及び②に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

① 認可を受けた日から 5 年間、認可の日から起算して 1 年を経過するごとの日までの期間 各 1 年を経過する日の翌日から起算して 3 月を経過する日

② 認可を受けた日から起算して 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの期間 当該認可を受けた日から起算して 5 年 10 月を経過する日

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

2 告示について

新規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イの規定において、移行計画の認定における要件の 1 つとして、社会保険診療等による収入が全収入の 80% を超えることの要件が定められたところ（第 2 の 1 (1) (イ) ①参照）、当該社会保険診療等に含まれる予防接種の範囲のうち、その他厚生労働大臣が定めることとされている予防接種を次に掲げる予防接種とすること。

① 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）

② 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）

③ インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）

④ おたふくかぜに係る予防接種

⑤ ロタウイルス感染症に係る予防接種

第 3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行すること。また、告示についても平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。

2 経過措置

(1) 第 1 の 2 (1) について、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所を定めておくことで差し支えないこととすること。（改正省令附則第 2 項関係）

(2) 平成 29 年 10 月 1 日より前に移行計画の認定を受けた医療法人については、新規則第 57 条から第 60 条までの規定は適用せず、この省令による改正前の医療法施行規則第 57 条から第 60 条までの規定は、なおその効力を有するものとする。ただし、平成 29 年 10 月 1 日より前に認定を受けた医療法人であって、改正法附則第 8 条第 2

項に規定する特例認定を受けようとするものについては、新規則第 57 条から第 60 条までの規定が適用されること。（改正省令附則第 3 項及び第 4 項関係）

医政支発 0929 第 1 号  
平成 29 年 9 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

### 持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について

本年 6 月 14 日に公布された医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「平成 29 年改正法」という。）により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年改正法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の一部が改正され、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度に係る認定要件の追加等の規定が本年 10 月 1 日から施行されます。これに関して、本年 9 月 27 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、また、本日、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）が公布されました。

改正省令及び告示による取扱いについては、下記のとおりですので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。

また、「持分なし医療法人への移行に関する計画の認定等について」（平成 26 年 9 月 26 日付け医政支発 0926 第 10 号厚生労働省医政局医療経営支援課長通知）は廃止します。

### 記

#### 第 1 今般の改正の趣旨及び概要

医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。今般、平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。その概要は以下のとおりである。

1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年 9 月 30 日まで延長すること。

2 認定要件の追加（同附則第 10 条の 3 第 4 項関係）

移行計画の認定の要件に、持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであることを追加すること。

3 認定の失効時期（同附則第 10 条の 6 関係）

2 に係る改正規定が施行された日以後に持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が移行計画の認定を受けた場合には、その認定は当該医療法人が持分の定めのない医療法人になった日から 6 年を経過したときに効力を失うものとする。

4 認定医療法人への支援及び認定医療法人からの報告（同附則第 10 条の 7 及び第 10 条の 8 関係）

2 に係る改正規定が施行された日以後に移行計画の認定を受けた医療法人（以下「認定医療法人」という。）に対し、当該認定医療法人の移行が完了した日から 6 年を経過する日までの間、移行後の当該認定医療法人の運営の安定のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めることとし、当該認定医療法人は、その間運営の状況について厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

5 施行期日

1 に係る改正規定は平成 29 年改正法公布の日（平成 29 年 6 月 14 日）から、2～4 に係る改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から適用されること。

また、今般の改正に先立ち、平成 29 年 4 月 1 日から施行された所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正され、移行計画認定制度への税制措置が延長され、拡充されたところである。これにより、これまでの出資者等に係る相続税等の猶予等に加え、認定医療法人は、移行に伴い出資者等が持分放棄したことにより経済的利益を受けても相続税法第 66 条第 4 項に基づく贈与税を課されないこととなった（詳細は、第 7 「移行計画に関連する税制措置」を参照）。

なお、認定医療法人並びにその持分を有する出資者及びその相続人（以下「出資者等」という。）は、移行計画の達成や移行後の持分の定めのない医療法人の運営の安定に向けて、助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を受けることができるが、これらの援助を必要としない医療法人については、移行計画認定制度による移行計画の認定を受けることなく、従来どおり、定款の変更により持分の定めのない医療

法人へ移行することができるものである。

## 第2 移行計画の認定の要件

平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第4項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

### 1 社員総会における議決（平成18年改正法附則第10条の3第4項第1号）

移行計画が当該申請に係る持分の定めのある医療法人の社員総会において議決されたものであること。

### 2 有効性及び適切性（同項第2号）

当該申請に係る持分の定めのある医療法人の出資者、社員その他法人の関係者において十分な理解と検討のもとに移行計画が作成されていること、出資者等の持分の放棄等の見込みが確実と判断されること、認定を受けた後の移行に向けた取組の予定について移行の期限までに実行可能と判断されること等、移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと。

### 3 移行期限（同項第2号）

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して3年を超えないものであること（ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して3年を超えないものであること）。

### 4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）

(1) その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（施行規則第57条の2第1項第1号イ）

イ 「当該医療法人の関係者」とは、次に掲げるものとする。

(イ) 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人

(ロ) 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む。）

(ハ) 当該医療法人の社員

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

(ホ) (イ)から(ハ)までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ヘ) (イ)から(ハ)までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(ト) (ホ)又は(ヘ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ロ 当該医療法人がイに掲げる者に、例えば次のいずれかの行為をすると認められ、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益を与

えているものと判断する。

- (イ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
  - (ロ) 当該医療法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
  - (ハ) 当該医療法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
  - (ニ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
  - (ホ) これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
  - (ヘ) これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該医療法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
  - (ト) これらの者に対して、当該医療法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該医療法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
  - (チ) これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該医療法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
  - (リ) 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
  - (ル) 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。
- (2) その理事及び監事（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）
- 理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。理事等が当該医療法人の使用人として給与、賞与等を受ける場合は、理事等の報酬等と使用人として受ける給与、賞与等を併せて評価するものとする。
- (3) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）

「特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者」とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して、当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年改正法律第 49 号）第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

(4) 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ニ）

- イ 「遊休財産額」は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次の(イ)から(ホ)までに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年医政指発第 0330003 号。以下「事業報告書等通知」という。））の 1 の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

なお、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていなければならない。

- (イ) 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産
- (ロ) 法第 42 条各号に規定する業務の用に供する財産
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、(イ)及び(ロ)に掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- (ニ) (イ)及び(ロ)に掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（以下「減価償却引当特定預金」という。）であって、以下の要件を満たすもの
- a 減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。
  - b 貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。  
 資産の部 減価償却引当特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
  - c 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。
- (ホ) 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びニの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）であって、以下の要件を満たすもの
- a 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること。
  - b 当該資金の額が合理的に算定されていること。
  - c 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。  
 (a) 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)  
 (b) 純資産の部 ○○事業積立金(利益剰余金その他利益剰余金に掲記)
  - d 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。
- ロ 「費用の額」とは、損益計算書（医療法人における事業報告書等の1の(4)に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいうものとする。
- (5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（施行規則第57条の2第1項第1号ホ）
- イ 当該要件は、申請日の属する会計年度及び前会計年度について申請日の前日までの間において該当する事実がないことを確認する。
- ロ 「法令に違反する事実」とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲

げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

- (イ) 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
  - (ロ) 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
  - (ハ) 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
  - (ニ) 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であつて、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
  - (ホ) その他(イ)から(ニ)までに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
- (6) 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に規定するものを除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。（施行規則第57条の2第1項第2号イ）
- イ 「社会保険診療」とは、租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいい、これに係る収入金額には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含むものであること。
  - ロ 「健康増進事業」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限るものであること。
    - (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
    - (ロ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
    - (ハ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査
    - (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

- (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
  - (ハ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
  - (ニ) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
  - (フ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
  - (リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
  - (ロ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ハ 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。
- (イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）
  - (ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
  - (ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
  - (ニ) おたふくかぜに係る予防接種
  - (ホ) ロタウイルス感染症に係る予防接種
- ニ 「助産に係る収入金額」は、社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除き、一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。
- ホ 「全収入金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。
- (7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）
- イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。
- ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、

かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(8) 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること（施行規則第57条の2第1項第2号ハ）

「医療診療」とは、社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいい、これにより「収入する金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。

「患者のために直接必要な経費の額」とは、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。

### 第3 移行計画の認定に当たっての留意事項

#### 1 認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の3）

(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 移行計画認定申請書（施行規則第56条第1項／附則様式第1）  
別添様式1

ロ 移行計画（施行規則第56条第1項及び第2項／附則様式第2）  
別添様式2

ハ 定款変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表（平成18年改正法附則第10条の3第3項第1号及び施行規則第57条第1項）

ニ 出資者名簿（平成18年改正法附則第10条の3第3項第2号及び施行規則第57条第2項／附則様式第3） 別添様式3

ホ 社員総会の議事録（施行規則第57条第3項第1号）

ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書（施行規則第57条第3項第2号）

ト 施行規則第57条の2第1項各号に定める要件に該当する旨を説明する書類（以下「運営に関する要件該当の説明書類」という。）（施行規則第57条第3項第3号） 別添様式4

(2) 厚生労働大臣は、提出のあった認定申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の第2の4「運営に関する要件」について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、認定の旨又は認定をしない旨を書面によ

って通知する。

- 2 変更認定申請に関する事項(平成18年改正法附則第10条の4第1項及び第5項)
  - (1) 移行計画の変更認定を受けようとする認定医療法人は次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、変更認定を受けることを要しない。
    - イ 移行計画変更認定申請書(施行規則第58条第1項/附則様式第4)別添様式5
    - ロ 変更後の移行計画(施行規則第58条第2項第1号)
    - ハ 変更前の移行計画の写し(施行規則第58条第2項第2号)
    - ニ 移行計画の認定を受けたことを証明する書類(認定通知書)の写し(施行規則第58条第2項第3号)
    - ホ 社員総会の議事録(施行規則第58条第2項第4号)
    - ヘ 運営に関する要件該当の説明書類(施行規則第58条第2項第5号)
  - (2) 合併に伴い移行計画を変更する場合には、上記(1)の書類に加えて、次の書類を提出しなければならない(施行規則第58条第2項第6号)。
    - イ 出資者名簿(合併後)
    - ロ 定款(合併後)
    - ハ 定款変更認可書の写し
    - ニ 医療法人合併認可書の写し
    - ホ 合併したことを証明できる書類(社員総会議事録、合併協議会の議事録等)
  - (3) 厚生労働大臣は、提出のあった変更認定の申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の第2の4「運営に関する要件」について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、変更認定の旨又は変更認定をしない旨を書面によって通知する。ただし、合併後の医療法人が運営に関する要件を満たしていない場合には、平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条第1号に基づき当初の認定を取り消すこととする。
- 3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成18年改正法附則第10条の8)
  - (1) 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。

この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない(施行規則第60条第2項)。

    - イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5) 別添様式6
    - ロ 変更認可後の定款及び新旧対照表
    - ハ 定款変更認可書の写し
    - ニ 社員総会の議事録(ただし、認定申請において添付したものと同一場合に

は、省略することができる。)

- (2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第60条第1項)。

- イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5)
- ロ 運営の状況に関する報告書(施行規則附則様式第8) 別添様式7
- ハ 運営に関する要件該当の説明書類

- (3) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、出資者に持分の処分(放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等)が生じた場合には、その処分があった日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、出資の状況を報告しなければならない(施行規則第60条第3項)。

- イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5)
- ロ 出資者名簿(施行規則附則様式第3)
- ハ 出資持分の状況報告書(施行規則附則様式第6) 別添様式8
- ニ 出資持分の放棄申出書(施行規則附則様式第7)の写し 別添様式9

- (4) 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。

この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない(施行規則第60条第2項)。

- イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5)
- ロ 運営の状況に関する報告書(施行規則附則様式第8)
- ハ 変更認可後の定款及び新旧対照表
- ニ 定款変更認可書の写し
- ホ 社員総会の議事録
- ヘ 運営に関する要件該当の説明書類
- ト 出資者名簿(施行規則附則様式第3)
- チ 出資持分の状況報告書(施行規則附則様式第6)
- リ 出資持分の放棄申出書(施行規則附則様式第7)の写し

- (5) 認定医療法人は、上記(4)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない(施行規則第60条第5項第1号)。

また、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から5年9か月までの報告を求めるものとする（施行規則第60条第5項第2号）。

イ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第8）

ロ 運営に関する要件該当の説明書類

#### 4 認定医療法人の認定の取消し（平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで）

(1) 厚生労働大臣は、認定医療法人が移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合には、その認定を取り消すものとする（平成18年改正法附則第10条の4第3項）。

(2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条）。

イ 認定医療法人が、認定を受けた日から持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までの間に、運営に関する要件を満たさなくなったとき（施行規則第59条第1号）

ロ 認定を受けた日から起算して3か月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県知事の認可を受けなかったとき（同条第2号）

ハ 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき（同条第3号）

ニ 認定医療法人が合併により消滅したとき（同条第4号）

ホ 認定医療法人が分割したとき（同条第5号）

ヘ 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき（同条第6号）

ト 認定医療法人が移行計画の変更（移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く。）について厚生労働大臣の認定を受けなかったとき（同条第7号）

チ 認定医療法人が厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、又は虚偽の報告をしたとき（同条第8号）

#### 第4 改正前認定医療法人に関する経過措置

1 平成29年9月30日以前の認定を受けた医療法人で、持分の定めのない医療法人へ移行していないもの（以下「改正前認定医療法人」という。）であって、移行計画に記載された移行の期限までの間にあるものは、平成29年10月1日以降、改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の認定（以下「特例認定」という。）を改

めて受けることができる(この場合における、第3の1(1)の申請書類については、ハの書類(定款変更案及び新旧対照表)の提出を要しないものとする。)

ただし、この場合においても、移行計画の移行の期限は、当初認定の日から起算して3年を超えてはならない(平成29年改正法附則第8条第1項)。

- 2 特例認定を受けた場合には、制度改正前に受けた当初認定は将来に向かってその効力を失い、当該認定医療法人には、制度改正後の平成18年改正法附則第10条の3から第10条の8まで(移行計画の認定、移行計画の変更等、認定の失効、援助及び報告)の規定が適用されることとなる(同条第2項)。
- 3 改正前認定医療法人で特例認定を受けないものについては、平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則の規定は適用せず、なお従前の例による(同附則第7条)。

#### 第5 移行計画の認定を受けた後に行う出資持分の放棄

- 1 認定医療法人の持分を有する出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、施行規則附則第60条第4項に規定する出資持分の放棄申出書(施行規則附則様式第7(別添様式9))によるものとする。
- 2 上記1により出資者等が出資持分の放棄を行った場合、当該放棄日をもって、出資者名簿(省令附則様式第3(別添様式3))の書き換えを行うものとする。

#### 第6 認定医療法人に係る定款の変更について

- 1 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。
- 2 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。
- 3 上記1及び2の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。

#### 第7 移行計画に関連する税制措置

- 1 出資者等に係る相続税等の猶予等(租税特別措置法第70条7の5から第70条の7の9関係)
  - (1) 認定医療法人の持分を有する出資者等が、持分の全部又は一部を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合や、持分を有していた出資者から相続又は遺贈によりその持分を取得した相続人に相続税が課される場合などにおいて、当該出資者等について、納税額相当の担保提供など一定の条件の下に認定移行計画に記載された移行期限までその納税が猶予され、移行期限までにそ

の持分の全てを放棄した場合には納税が免除されるものである。

- (2) 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、認定医療法人が移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行できなかった場合、認定が取り消された場合又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付することとなる。

また、これらの事象が生じた場合には、厚生労働大臣は遅滞なくその旨等を、納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、認定医療法人はその旨（認定が取り消された場合を除く。）を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課へ連絡しなくてはならない。

- (3) 基金拋出型医療法人へ移行した場合、納税猶予の適用を受ける出資者等は、猶予税額のうち基金に拋出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額については免除されることとなる。

## 2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第70条7の10関係）

- (1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人（第六2(1)により平成29年10月1日以降に改めて特例認定を受けた改正前認定医療法人を含む。）の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和22年法律第87号）第66条第4項の規定は適用されない。

- (2) 上記(1)の適用を受けた認定医療法人が、(1)に係る贈与税の申告書の提出期限から持分の定めのない医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、その認定を取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課されることとなる。

別添様式

別添様式1

附則様式第1（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

( ) イ 出資額限度法人

( ) ロ 出資額限度法人以外の医療法人

別添様式2

附則様式第2（附則第56条第2項関係）

移行計画

年 月 日

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

記

1 移行しようとする法人類型

イ 社会医療法人

ロ 特定医療法人

ハ 基金拠出型医療法人

ニ イからハマまでに掲げる医療法人以外の医療法人

2 移行に向けた取組の内容

--

別添様式2

3 移行に向けた検討の体制

--

4 出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数	:	人			
持分放棄の見込み	:	人	(全部放棄:	人、一部放棄:	人)
持分払戻の見込み	:	人	(全部払戻:	人、一部払戻:	人)
持分払戻見込み額	:				円
-----					
基金拠出型医療法人へ移行する場合					
基金拠出予定者数	:	人			
基金拠出予定総額	:				円

※1) 持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

5 移行の期限

年 月 日まで
---------

別添様式2

6 融資制度利用の見込み

利用の見込み ( ) 有 ・ ( ) 無  
融資申請予定額 : 円

7 合併の見込み

合併の見込み ( ) 有 ・ ( ) 無  
合併の方式 ( ) 吸収合併 ・ ( ) 新設合併  
吸収合併の場合の法人の状況 ( ) 存続 ・ ( ) 消滅  
合併の相手方 法人所在地  
法人名  
代表者の氏名  
合併の時期 年 月頃

別添様式 3

附則様式第 3 (附則第 57 条第 2 項関係)

## 出 資 者 名 簿

法 人 名 : \_\_\_\_\_

代表者の氏名 : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出 資 年 月 日	出 資 金 額	持分放棄の見込み
1			年 月 日	円	有 ・ 無
2			年 月 日	円	有 ・ 無
3			年 月 日	円	有 ・ 無
4			年 月 日	円	有 ・ 無
5			年 月 日	円	有 ・ 無
6			年 月 日	円	有 ・ 無
7			年 月 日	円	有 ・ 無
8			年 月 日	円	有 ・ 無
9			年 月 日	円	有 ・ 無
10			年 月 日	円	有 ・ 無
11			年 月 日	円	有 ・ 無
12			年 月 日	円	有 ・ 無
13			年 月 日	円	有 ・ 無
14			年 月 日	円	有 ・ 無
15			年 月 日	円	有 ・ 無
16			年 月 日	円	有 ・ 無
17			年 月 日	円	有 ・ 無
18			年 月 日	円	有 ・ 無
19			年 月 日	円	有 ・ 無
20			年 月 日	円	有 ・ 無
合 計				円	

※注 出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった際には、出資者名簿の書き換えを行うこと。

別添様式 4

医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に  
該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）

平成 年 月 日

法人名： \_\_\_\_\_

代表名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織

	総 数
理 事	人
監 事	人
社 員	人
出資者	人

添付資料

役員名簿、社員名簿

2 役員等の選任方法（該当する項目欄の口にチェックすること。）

すべての理事及び監事を社員総会で選任

3 経理内容（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びハ）

区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益供与
施設の利用		有 ・ 無
財産の運用		有 ・ 無
金銭の貸付		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無

財産の賃借等		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
債務の保証		有 ・ 無
公正な方法によらない 契約の相手方選定		有 ・ 無
その他寄附・贈与等		有 ・ 無

**参考**

○ 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場合で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ 法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
ロ 法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
ハ 法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
ニ 法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

4 報酬等の支給基準（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事及び監事に対する報酬等について、支給基準を定めている。

	支給基準の内容及び支給額
理 事	
監 事	

添付資料

- 理事及び監事に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給基準
- 理事が使用人として給与、賞与等を受ける場合は、使用人の給与等の支給基準

5 遊休財産（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号二）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからホまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ニ 減価償却引当特定預金	円

ホ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額 ((A-D) × C)	円
F 事業費用の額	円

添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書

6 法令違反（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ホ）

区 分	事実の有無	具 体 的 な 内 容
医療に関する法令違反	有 ・ 無	
都道府県知事から改善 勧告を行われたが是正 されていない事項（勧 告に反する開設、 増床、種別変更含む）	有 ・ 無	
帳簿書類の隠ぺい、 仮装	有 ・ 無	
その他公益に反する 事実	有 ・ 無	

7 収入金額（規則附則第57条の2第1項第2号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			①	⑧
	労災保険診療			②	⑨
	健康診査			③	⑩
	予防接種			④	⑪
	助産			⑤	⑫
	介護事業			⑥	⑬
	その他			⑦	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①～⑦の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

### 7-2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

### 7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑭ 円

(記載上の注意事項)

- ③が⑭と一致すること。

### 7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風疹	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑮ 円

(記載上の注意事項)

- ④が⑮と一致すること。

### 7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑯ 件	⑰ 円
分娩件数 (⑯) × 50万円		⑱ 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑰又は⑱の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	⑱ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑱と一致すること。

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 医療に係る経費等（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	⑳			㉑	%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計⑳が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

## 「運営に関する証明書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること(書類付表も同じ)。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとの日
- ⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直前に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

### 1 「1 運営組織」

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」(書類付表1)の記載内容と各人数が合致するよう各欄を記載すること。

### 2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

### 3 「3 経理内容」

(1)「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。

#### ① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

#### ② 「財産の運用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の余裕金などの運用を行っている場合に、その運用状況及び契約内容等を記載すること。

#### ③ 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

#### ④ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

#### ⑤ 「財産の賃借等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

#### ⑥ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し、給与や報酬等の名目で支給する金銭その他の財産がある場合、その内容を記載すること。

#### ⑦ 「債務の保証」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し、これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。

⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。

⑨ 「その他寄附・贈与等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人口 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）

ハ 当該医療法人の社員

ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ニ又はホに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは芸術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

4 「4 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準の内容（概要）を記載し、当該支給基準を添付すること。

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数がある

ときは、これを四捨五入する。)を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)を記載すること。

⑦ 「ニ 減価償却引当特定預金」欄

イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑧ 「ホ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業(定款に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金に係る支出及びニの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑨ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額(その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を記載すること。

6 「6 法令違反」

「法令違反」欄には、申請日の属する会計年度及び前会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する法令についての重大な違反事実があった場合

ヘ 帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実

7 「7 収入金額」

「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に数値が一致すべき欄に留意すること。

8 「8 自費患者に請求する金額」

該当する項目欄の□にチェックすること。

9 「9 医療に係る経費等」

「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。



「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、これらの者に準じて当該医療法人が任意に設置するもの、社員及び出資者（以下「社員等」という。）について、申請時又は実施状況等報告時に就任しているすべての者（出資者については持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む）ごとにそれぞれ別葉として、その者（本人）のすべての親族等（親族関係を有する者及び特殊の関係がある者）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- (2) 「区分」欄には、社員等である場合には、そのいずれかを記載すること。また、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等（本人）との関係（例えば、配偶者、子、生計を一にしている者、使用人等）を記載すること。
- (4) 「住所」欄には、その親族等の現住所を記載すること。
- (5) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば、当該医療法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員、学生、無職等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

## 経理等に関する明細表

### 1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

### 2 財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

### 3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

5 財産の借入等

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社員等 との関係	給与の支給 の有無
					有・無

7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細

関係者等 の氏名	特殊の 関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事、これらに準じて当該医療法人が任意に設置するもの、又は使用人
- ロ 出資者(持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む)
- ハ 当該医療法人の社員
- ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
  - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸(無償で使用させている場合を含む。)している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
  - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況(例えば、社宅として建物を貸与、他の法人(会社)の事務室等)を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日(例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間)を記載すること。

3 「2 他財産の運用及び事業の運営」

法人の財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

6 「5 財産の借入等」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 財産の借入等」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 財産の借入等」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記

載すること。

- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

10 「7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等」

医療法人の関係者等の債務に関して、法人がその債務の保証、弁済、免除又は引受けを行った場合に、その内容を記載すること。

11 「8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

12 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」

医療法人の関係者等に対して、法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。

## 保有する資産の明細表

## 1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

## 2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。  
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

### 3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

### 4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

### 5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

## 6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(記載上の注意事項)

- 借地については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

## 7 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>

(記載上の注意事項)

- 借家については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

## 8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分

## 「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

### 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務も行う場合にあっては、当該附帯業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。

ハ 現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ニ イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金にかかる支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

### 2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地(借地を含む。)を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等)を記載すること。

### 3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に

基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ床面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

#### 4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

別添様式 5

附則様式第 4 (附則第 58 条第 1 項関係)

移行計画変更認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

年 月 日付け番 号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための  
医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 3 第 1 項の認定について、下記のとおり変更  
したいので、同法附則第 10 条の 4 第 1 項の認定を申請します。

記

附則様式第 5 (附則第 60 条第 1 項から第 3 項まで関係)

実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

- 1 実施状況報告の種別 ( ) 医療法施行規則附則第 60 条第 1 項に基づく報告  
( ) 同条第 2 項に基づく報告  
(移行計画の認定を受けた旨の定款変更)  
( ) 同条第 2 項に基づく報告  
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)  
( ) 同条第 3 項に基づく報告

2 報告が必要となった理由が生じた日 年 月 日

3 新医療法人への移行の進捗状況等

別添様式7

附則様式第8（附則第60条第1項及び第5項関係）

運営の状況に関する報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり、運営に関する状況を報告します。

記

- 1 実施状況報告の種別  医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告  
 同条第2項に基づく報告  
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）  
 同条第5項に基づく報告
  
- 2 医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について法第50条第1項の認可を受けた日 年 月 日
  
- 3 法人の運営に関して、前回の報告時（初めての報告の場合には認定時）から変更のあった事項

添付書類

- ・直近の三会計年度（法第53条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書
- ・附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

別添様式8

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法人名: \_\_\_\_\_

出 資 持 分 の 状 況 報 告 書

No.	出 資 者 名	出 資 額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%) C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合 計 D+E+F+G=H
1		円	円	%	円	円	円	円	円
2		円	円	%	円	円	円	円	円
3		円	円	%	円	円	円	円	円
4		円	円	%	円	円	円	円	円
5		円	円	%	円	円	円	円	円
6		円	円	%	円	円	円	円	円
7		円	円	%	円	円	円	円	円
8		円	円	%	円	円	円	円	円
9		円	円	%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円
11		円	円	%	円	円	円	円	円
12		円	円	%	円	円	円	円	円
13		円	円	%	円	円	円	円	円
14		円	円	%	円	円	円	円	円
15		円	円	%	円	円	円	円	円
16		円	円	%	円	円	円	円	円
17		円	円	%	円	円	円	円	円
18		円	円	%	円	円	円	円	円
19		円	円	%	円	円	円	円	円
20		円	円	%	円	円	円	円	円
計		円	円	%	円	円	円	円	円

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、異動の日付け、内容、理由等について具体的に記載すること。

別添様式 9

附則様式第 7 (附則第 60 条第 4 項関係)

出資持分の放棄申出書

年 月 日

法人所在地:

法人名:

代表者の氏名:

殿

住 所

氏 名

印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

1 出 資 先 : (法人名)

2 出 資 者 名 :

3 出 資 時 期 : 年 月 日

4 出 資 額 : 金 円

5 放 棄 の 内 容 :

6 放 棄 日 :

○厚生労働省令第百一十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の四の二第一項、同項第六号及び同条第二項並びに第十九条第二項並びに良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第三号及び第四項第四号、第十条の四第二項並びに第十条の八の規定に基づき、並びに医療法及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第一章の四（略）</p> <p>第二章 病院、診療所及び助産所の管理（第八号―第十五条の三）</p> <p>第三章 第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条の八の二 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の四まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の四において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。</p> <p>2 法第六条の四の二第一項の規定による書面の交付には、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第一章の四（略）</p> <p>第二章 病院、診療所及び助産所の管理（第八号―第十五条の二）</p> <p>第三章 第六章（略）</p> <p>附則（新設）</p>

第一条の八の三 法第六条の四の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（新設）

一 緊急時の電話番号その他の連絡先

二 助産所の管理者が妊婦等への適切な助産及び保健指導のために必要と判断する事項

事項

第一条の八の四 助産所の管理者は、法第六条の四の二第二項の規定により、同条第一項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、妊婦等又はその家族に対し、その用いる電磁的方法を示し、承諾を得なければならない。

（新設）

2 助産所の管理者は、前項の規定による承諾を得た後に、妊婦等又はその家族から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該方法による提供を行つてはならない。ただし、当該妊婦等又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 法第六条の四の二第二項に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次のとおりとする。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 助産所の管理者の使用に係る電子計算機と妊婦等又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- ロ 助産所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて妊婦等又はその家族の閲覧に供し、当該妊婦等又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第六条の四の第二項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、妊婦等又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

第十五条の三 出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならぬ。

（社会医療法人の認定要件）  
第三十条の三十五の三（略）

一（略）  
二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療

（新設）

（社会医療法人の認定要件）  
第三十条の三十五の三（略）

一（略）  
二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療

社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一、六（略）

第三十六条 令第五条の十五並びに第三十一条、第三十三条の二十五第一項、第三十四条、第三十五条の二第一項（第三十五条の五において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条の八（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十九条

療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一、六（略）

第三十六条 令第五条の十五並びに第三十一条、第三十三条の二十五第一項、第三十四条、第三十五条の二第一項（第三十五条の五において読み替えて準用する場合を含む。）、及び第三十五条の八（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十九

の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の五から第三十一条の五の三までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の第三第一項の規定により移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。以下同じ。)は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 (略)

3 平成十八年改正法附則第十条の第三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 次条第一項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

(運営に関する要件)

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該経過措置医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

条の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の五から第三十一条の五の三までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の第三第一項の規定により移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。以下同じ。)は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 (略)

3 平成十八年改正法附則第十条の第三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

ロ その理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

ハ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

ニ 当該経過措置医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業(法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。)に係る費用の額を超えてはならないこと。

ホ 当該経過措置医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。  
イ 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げる給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ その理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

口 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号二に規定する遊休財産額は、当該経過措置医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該経過措置医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価格の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該経過措置医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 前二号の業務を行うために保有する財産（前二号に掲げる財産を除く。）

四 第一号及び第二号に定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

五 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

（移行計画の変更）

第五十八條（略）

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜四（略）

五 前条第一項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

六 その他参考となる書類

3（略）

（移行計画の認定の取消し）

第五十九條 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 認定医療法人が第五十七条の第二項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき

二 平成十八年改正法附則第十条の第三項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けなかつたとき

三 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき

四 認定医療法人が合併により消滅したとき

五 認定医療法人が分割をしたとき

六 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき

七 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき

八 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

（厚生労働大臣への報告）

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の第三項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を

（移行計画の認定の取消し）

第五十九條 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十条の第三項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき

二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき

三 認定医療法人が合併により消滅したとき

四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき

五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき

六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

（厚生労働大臣への報告）

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の第三項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。こ

厚生労働大臣に報告しなければならない。  
この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書(新医療法人へ移行する旨の定款の変更)について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書)に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 一三 (略)

3・4 (略)  
5 新医療法人に移行した認定医療法人は、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について法第五十四条の九第三項の認可(以下単に「認可」という。)を受けた日から六年間、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 認可を受けた日から五年間、認可の日から起算して一年を経過する日の日までの期間 各一年を経過する日の翌日から起算して三月を経過する日
- 二 認可を受けた日から起算して五年を経過する日から六年を経過する日までの期間 当該認可を受けた日から起算して五年十月を経過する日

の場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 一三 (略)

3・4 (略)  
(新設)

附則様式第七の次に次の様式を加える。  
附則様式第八 (附則第60条第1項、第2項及び第5項関係) 運営の状況報告書

厚生労働大臣 殿

法人所在地  
法人名  
代表者の氏名

年 月 日

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり、運営の状況を報告します。

1 実施状況報告の種別

- ( ) 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
- ( ) 同条第2項に基づく報告 (新医療法人へ移行する旨の定款変更)
- ( ) 同条第5項に基づく報告

印

2 医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について医療法第54条の9第3項の認可を受けた日 年 月 日  
3 法人の運営に関して、前回の報告時(初めての報告の場合には認定時)から変更があった事項

添付書類

直近の会計年度(医療法第53条に規定する会計年度をいう。)に係る貸借対照表及び損益計算書  
医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の医療法施行規則第十五条の三の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間、同条中「及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる」とあるのは「を有する」とする。

3 第二号施行日前認定医療法人(医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七條第一項に規定する第二号施行日前認定医療法人をいう。次項において同じ。)については、この省令による改正後の医療法施行規則第五十七條から第六十條までの規定は適用せず、この省令による改正前の医療法施行規則第五十七條から第六十條までの規定は、なおその効力を有する。

4 第二号施行日前認定医療法人であつて、医療法等の一部を改正する法律附則第八條第二項に規定する特例認定を受けようとするものについては、前項の規定は適用しない。

○厚生労働省告示第三百十四号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種  
労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。
- 一 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）
  - 二 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
  - 三 インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
  - 四 おたふくかぜに係る予防接種
  - 五 ロタウイルス感染症に係る予防接種